

全日本学生体操連盟 諸規則改正(案)

学生役員(幹事)派遣規程

- 第1条 本規程は、本連盟規約第5章第10条に基づき、学生役員(幹事)の派遣に関する事項を定める。
- 第2条 本連盟の諸業務や諸事業を円滑に遂行するための学生役員として幹事を置く。
- 第3条 幹事の派遣義務のある大学を幹事校と呼ぶ。幹事校の選定は、各支部の規約に定め、次年度の幹事校を役員総会にて決定する。
- 第4条 幹事校は、原則として1年の期間を通じて、体操競技、新体操別にそれぞれ1名以上の幹事を所属支部に派遣しなければならない。
幹事校であるにも関わらず幹事を派遣していない大学は、次年度から全日本インカレへの参加が不可能となる。
派遣された学生がなんらかの理由により年度途中で不在となった場合は、その幹事校の責任において補充するものとする。
- 第5条 派遣された幹事で、支部または本連盟運営を日常的に支えることができる学生を学生役員とし、日常的には支えることが不可能な学生を準学生役員とする。学生役員および準学生役員の選定は、各支部および常任幹事会で行う。
学生役員は、常に本連盟の運営を支える人であり、各支部または本連盟において業務する。
準学生役員は、学生役員の日常業務の支援、および、各支部または本連盟が主催する諸事業を推進協力する。
- 第6条 学生役員および準学生役員の日常業務における交通費等については、各所属支部から実費を支給する。

本規程は、平成26年4月1日より施行する。

本規程は、平成27年3月3日より施行する。

本規程は、平成〇〇年〇月〇日より施行する。

全日本学生体操連盟 学生役員（幹事）派遣規程の変更について（案）

【変更内容】

- ①学生役員（幹事）派遣規程第3条について、現在の幹事校の選定方法を変更する。現在は、全日本学生体操競技選手権大会での順位および全日本学生新体操選手権大会への出場枠によって幹事校が選定されているが、新たな規程では、各支部から幹事校を推薦する制度に変更する。
 ②同規程第4条について、選定された幹事校が派遣義務を果たすように規程を変更する。
 ③同規程第5条について、学生役員と準学生役員の区分けを新たな表記に変更する。

【変更理由】

- ①支部によっては派遣される人数が少なく、各支部開催の大会運営に支障が出ているため。また、支部によって1部校に該当する学校数に大きく偏りがあるため、全日本で統一した規約を作るのではなく、支部ごとに規約を定め、運営に必要な人数を確保する必要があるため。
 ②派遣義務のある幹事校が幹事を派遣していない現状を改善するため。
 ③曖昧であった準学生役員の選定を各支部の裁量に委ねるため。

【新旧対照表】

新 学生役員（幹事）派遣規程	旧 学生役員（幹事）派遣規程
第1条～第2条 （略）	第1条～第2条 （略）
<p>第3条 幹事の派遣義務のある大学を幹事校と呼ぶ。幹事校の選定は、<u>各支部の規約に定め、次年度の幹事校を役員総会にて決定する。</u></p> <p>（以下削除）</p>	<p>第3条 幹事の派遣義務のある大学を幹事校と呼ぶ。幹事校の選定は、<u>以下に示す当該年度の競技会出場状況および結果等により、次年度の幹事校を役員総会にて決定する。</u></p> <p>(1) 体操競技は、全日本学生体操競技選手権大会に団体として出場した1部校および次年度の1部昇格校 (2) 新体操は、全日本学生新体操選手権大会の団体競技、個人競技の両方に出場した大学 (3) その他、必要に応じて本連盟より推薦された大学</p>
<p>第4条 幹事校は、原則として1年の期間を通じて、体操競技、新体操別にそれぞれ1名以上の幹事を所属支部に派遣しなければならない。 <u>幹事校であるにも関わらず幹事を派遣していない大学は、次年度から全日本インカレへの参加が不可能となる。</u></p> <p>派遣された学生がなんらかの理由により年度途中で不在となった場合は、その幹事校の責任において補充するものとする。</p>	<p>第4条 幹事校は、原則として1年の期間を通じて、体操競技、新体操別にそれぞれ1名以上の幹事を所属支部に派遣しなければならない。 （新規）</p> <p>派遣された学生がなんらかの理由により年度途中で不在となった場合は、その幹事校の責任において補充するものとする。</p>
<p>第5条 派遣された幹事で、<u>支部または本連盟の運営を日常的に支えることができる学生を学生役員とし、日常的には支えることが不可能な学生を準学生役員とする。</u>学生役員および準学生役員の選定は、<u>各支部および常任幹事会で行う。</u></p> <p>学生役員は、常に本連盟の運営を支える人であり、各支部または本連盟において業務する。 準学生役員は、学生役員の日常業務の支援、および、各支部または本連盟が主催する諸事業を推進協力する。（以下削除）</p>	<p>第5条 派遣された幹事で、<u>支部または本連盟所在地に日常的に通うことが可能な学生を学生役員とし、通うことが不可能な学生を準学生役員とする。</u>学生役員および準学生役員の選定は、<u>常任幹事会で行う。</u></p> <p>学生役員は、常に本連盟の運営を支える人であり、各支部または本連盟において業務する。 準学生役員は、学生役員の日常業務の支援、および、各支部または本連盟が主催する諸事業を推進協力する。 <u>準学生役員が、各支部主催事業ならびに本連盟主催事業に協力できない場合、事業の最低2ヶ月前までに各支部または本連盟に理由書を提出する。</u></p>
第6条 （略）	第6条 （略）
本規程は、平成31年 月 日より施行する。	（新規）

【今後の課題】

- ・幹事校選定に関わる各支部の規約の整備
- ・各支部における幹事校数の調整